

津幡南中学校いじめ防止基本方針

津幡町立津幡南中学校

1. いじめ問題への基本姿勢

いじめ問題に対する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じる恐れがあるものである。

本校のすべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを行わず、また他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 1条 いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- 2条 いじめを軽く見てはいけない。いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- 3条 いじめは笑いに隠されやすいものであり、見えづらく、大人には気づきにくいところで行われることが多い。当事者にとっていじめ関係は断ち切りにくい。
- 4条 いじめは長期化しやすく、解決したと即断せず、経過観察、継続指導が必要である。
- 5条 いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- 6条 いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- 7条 いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- 8条 いじめは家庭教育のあり方に大きなかかわりを持っている。
- 9条 いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【 学校及び職員の責務 】

基本理念にのっとり、保護者や地域住民、児童相談所、その他の関係者（機関）との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に退所し、さらに再発防止に努める責務を有する。

2. いじめの定義

※文部科学省が示す定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

- ◆ 「一定の人間関係にある」とは、学校の内外を問わず、たとえば、同じ学校、学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人間関係にある者をさす。
- ◆ 「心理的、または物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ◆ ケンカ等は除く。

3. いじめ防止に対する基本方針

いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめおよび重大案件に対して対策を講じる。

(1) いじめの未然防止

①いじめを絶対に許さない・見逃さない学校づくりを推進する。

いじめ防止のスローガンを掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努める。

②規律正しい態度で授業や学校行事に修訂的に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりを行う。

③学級、学年、部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自己有用感、自己存在感の涵養に努める。

④生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、すべての教育活動を通した道徳教育および体験活動の充実を図る。

<未然防止に向けた取組>

予防

①いじめは「その学校でも、どの子ども（どの学級）にも起こり得るもの」であることを全教職員が十分認識し、生徒理解、生徒観察に努める。

◇日頃から、生徒が発するサインを見逃さないことが早期発見につながる。

②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。

◇学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

◇警察との連携も含め、毅然とした指導でいじめ問題に対処する。

③児童生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

◇教職員の言動が生徒に大きな影響を与えることを十分に認識し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長するがないようにする。

④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

◇一場面での指導により解決したと即断せず、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

◇生徒の実態に応じて調査を行い、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する

啓発

●「いじめを見逃さない学校づくり」の推進に取り組む。

①生徒会などが中心となる取組

- ・校内弁論大会の実施
- ・いじめ追放宣言、いじめ撲滅宣言
- ・いじめ防止俳句コンテスト
- ・あいさつ運動
- ・いじめを題材とする創作劇の取組

②体験活動を取り入れた取組

- ・高齢者と触れ合う活動
- ・異年齢集団活動
- ・他校種や留学生との交流

③児童生徒が活動する取組

- ・生徒が互いに相談相手になる「ピア・カウンセリング」
- ・いじめをテーマにしたディベート

④学校、PTAなどと連携した取組

- ・いじめアンケートや学級集団アセスメントを活用した連携
- ・非行被害防止講座の実施

<早期発見に関する取組>

対応

●生徒観察に務める。

- ・学級担任は生徒の様子、動向を観察し、アンテナを高くして生徒観察、情報収集に努める。また、気になる生徒には積極的に声かけをする。

●生活ノートを利用して生徒理解に努める。

- ・学級担任は生活ノート「はばたき」に目を通し、生徒理解に努め、変化を見逃さない。また、コメントを書き、生徒との良好な人間関係の維持に努める。

●アンケートを実施し、情報収集に努める。

- ・毎月、教育相談と連携して、「いじめアンケート」を実施し、情報収集に努める。また、学期に1回の割合で生徒の「いじめに対する意識」調査を行い、分析し、指導に反映させる。

●教育相談活動を実施する。

- ・学期に1度、学級担任との個人面談を設定し、生徒理解に努める。

●ネットいじめへの対策を行う。

- ・インターネットに絡んだネットトラブル、ネットいじめの早期発見のため、ネットパトロールを行う。(学校ネットパトロール)

①学校の教職員が定期的または随時に学校ネットパトロールを実施する

- ・学校の教職員が、定期的にまたは随時にパトロールを行う

②教育委員会の職員が定期的または随時に学校ネットパトロールを実施する

- ・教育委員会事務局職員が、定期的にまたは随時にパトロールを行う

③教育委員会等に通報窓口を設置する

- ・誹謗中傷の書き込み等を発見した場合、通報できる窓口を設置して、地域住民等から随時、情報提供を受ける

④ボランティア等の外部人材を活用する

- ・PTA、大学生、地域住民の協力で、学校ネットパトロール隊等のボランティアを募り、定期的にパトロールを実施する

⑤教育委員会等で学校ネットパトロール専従の人員を配置する

- ・学校ネットパトロールに従事するものを教育委員会内に専従で雇用する

⑥民間企業・NPOへ委託する

- ・民間企業や NPO に学校ネットパトロールの実施を委託し、問題のある書き込み等について定期的に、また緊急性のある場合はその都度、委託者に報告がなされるようにする

<早期対応、適切な対応>

組織

●いじめ問題対策チームの常設

- ・いじめ問題対策チームを常設し、被害者生徒とその保護者的心情を第1に考え、適切な対応、組織的な対応に努める。

津幡南中学校「いじめ問題対策チーム」

構成員： 学校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談部長、

養護教諭、スクールカウンセラー、（いじめ対応アドバイザー）

活動： ①いじめ調査の実施

②いじめ事案に対する対応（組織的対応の仕方の検討及び実施）

③いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深める研修会等の実施

開催： 深刻ないじめ事案またはその疑いのある事案の発生時には緊急に開催する。

連携

●個別案件の対応

- ・発生した事案については、特定の教職員で抱え込みず、学年主任や学年生徒指導が中心となり、学級担任や教科担任、部活動顧問等と連携し、問題の解決に向けて全力で取り組む。

- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を行うことが重要である。

①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、被害生徒・その保護者に対する支援、加害生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、いじめを行った生徒を別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題としてとらえさせる。いじめを止めることができなくとも誰かに伝えなければいけないこと、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、加担行為であることを理解させる。

相談

- いじめ対応アドバイザーとの連携・相談
- 教育相談体制の充実
- 教職員の資質向上（人権感覚の向上）に向けた研修

4. いじめ防止に向けた取組の年間計画

	1年生	2年生	3年生	学校全体
4月	相談窓口の周知 自己紹介および構成的グループエンカウンター 生徒状況の集約	相談窓口の周知 自己紹介および構成的グループエンカウンター	相談窓口の周知 自己紹介および構成的グループエンカウンター	◆毎月、悩みアンケートを実施し、いじめに関する情報の収集
5月				旅行的行事 生徒総会
6月	いじめの意識調査 定期相談	いじめの意識調査 定期相談	いじめの意識調査 定期相談	
7月				
8月				
9月				運動会（縦割り活動）
10月	いじめの意識調査 定期相談	いじめの意識調査 定期相談	いじめの意識調査 定期相談	
11月	文化祭、合唱コンクール	文化祭、合唱コンクール	文化祭、合唱コンクール	生徒総会
12月	人権週間・人権教育			人権週間
1月				
2月	いじめの意識調査	いじめの意識調査	いじめの意識調査	
3月	定期相談	定期相談	定期相談	

<その他の留意事項>

- ①深刻ないじめ事案の解決にあたっては、教育委員会の指示・指導のもと、必要に応じて警察、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの参加を得ながら対応し、より実効的な解決にあたる。
- ②学校の指導方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて家庭との緊密な連携を図る。